

第4章 資料編

1 参考資料

(1) 国内の参考資料

■文献

- 小川雄二郎『図書館・文書館の防災対策』雄松堂出版 1996
- 小川雄二郎『文書館の防災を考える』岩田書院ブックレット 2002.8
- 小川雄二郎『1993 年釧路沖地震による図書館・美術館・博物館の地震被害調査報告書』都市防災研究所 1993
- 中沢孝之「『危機事例』の収集から図書館の危機管理を考える」『大学図書館研究』81 2007.12 (大学図書館研究編集委員会)
- 中沢孝之「図書館の危機管理 現状とマニュアル作成について(特集:危機に備える 一ひと・資料を守る一)」『みんなの図書館』393 2010.1 (教育史料出版会)
- 中沢孝之「図書館の危機管理」『図書館界』61 巻 5 号(通巻 350 号)2010(日本図書館研究会)
- 社団法人日本図書館協会『こんなときどうするの? - 図書館での危機安全管理マニュアル作成の手引き』社団法人日本図書館協会 2005
- 鏈水三千男『図書館と法 図書館の諸問題への法的アプローチ』日本図書館協会 2009
- 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 資料保存委員会『資料保存と防災対策』2006
- 神谷優著, 西川馨監修『図書館が危ない! 地震災害編』エルアイユウ 2005
- 私立大学図書館協会パブリック・サービス研究分科会 リスクマネジメントグループ「大学図書館におけるリスクマネジメント-「大学図書館員のための個人情報保護チェックシート」の作成を中心に」
- 三村敦美「防犯カメラをつけてみた 座間市立図書館の事例(特集:危機に備える 一ひと・資料を守る一)」『みんなの図書館』393 2010.1 (教育史料出版会)
- 坂本勇「大災害時における図書館の専門的役割(特集:図書館と災害・安全対策)」『図書館雑誌』98(3) 2004.3 (日本図書館協会)
- 久保田昌代「新潟県中越地震発生: 本当に起きてしまった(特集 図書館と災害被害・その教訓)」『図書館雑誌』99(5) 2005.5 (日本図書館協会)
- 小杉元一「地震の巣の上の図書館: 幸運だった本の森厚岸情報館(特集 図書館と災害被害・その教訓)」『図書館雑誌』99(5) 2005.5 (日本図書館協会)
- 土井道子, 端紀美枝「はじめての大きな地震に遭遇して(特集 図書館と災害被害・その教訓)」『図書館雑誌』99(5) 2005.5
- 川崎正視「高松市図書館の高潮被害と復旧(特集 図書館と災害被害・その教訓)」『図書館雑誌』99(5) 2005.5
- 河原茂記「台風 23 号被害状況レポート: 京都府北部の場合(特集 図書館と災害被害・その教訓)」『図書館雑誌』99(5) 2005.5

- 山本宣親「図書館における暴力とその対応（特集 図書館の危機管理）」『現代の図書館』40(2) 2002.6
- 東野善男「飯塚市立図書館 水害被害からの復旧（特集 図書館の危機管理）」『みんなの図書館』323 2004.3
- 仁上幸治「これは危機ではない？：困った利用者よりずっと困った問題群（特集 図書館の危機管理と健康管理）」『図書館雑誌』98(11) 2004.11
- 吉村英祐「公共建築の安全・安心を考える(特集 図書館と災害・安全対策)」『図書館雑誌』98(3) 2004.3
- 木野修造「図書館施設・家具の地震防災(特集 図書館と災害・安全対策)」『図書館雑誌』98(3) 2004.3
- 国立国会図書館収書部資料保存対策室「防災計画をつくるー具体化のためのノウハウとはー〈第13回保存フォーラム報告〉」『国立国会図書館月報』55 2000.3
- 国立国会図書館収書部資料保存対策室「もしもの時に何で消すー図書館・文書館における消火設備ー」『国立国会図書館月報』453 1998.12
- 国立国会図書館資料保存室防災計画ワーキンググループ「図書館における防災計画ー資料救助を視野に入れてー」『図書館研究シリーズ』35 1998.6
- 照尾暢浩「図書館内での危機対応 ー具体例を提示しながらー」『LISN』124 2005.9

■ホームページ

- 日本心臓財団「AED を知っていますか？」〈<http://www.jhf.or.jp/aed/>〉 (2010/2/4 アクセス)
- NTT 東日本「迷惑電話お断りサービス」
〈http://web116.jp/shop/benri/meiwaku/mei_00.html〉 (2010/2/4 アクセス)
- 日経 BP「SAFETY JAPAN クレーム対応者の奮闘日記」
〈<http://www.nikkeibp.co.jp/sj/2/column/t/>〉 (2010/2/4 アクセス)
- 弘前大学人文学部社会言語学研究室減災のための「やさしい日本語」研究会
「災害が起こったときに外国人を助けるためのマニュアル」
〈<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/newmanual/top.html>〉 (2010/2/4 アクセス)

(2) 海外の参考資料

- Graham Matthews and John Feather “*Disaster management for libraries and archives*” Aldershot Hants ; Burlington, VT : Ashgate 2003
- Wellheiser, Johanna G. -2nd ed. Lanham, Md. “*An ounce of prevention : integrated disaster planning for archives, libraries, and record centres*” Scarecrow Press ; Toronto, Ont. : Canadian Archives Foundation 2002
- Stephen Henson and Mary M. Finley “*Disaster Planning for Libraries: Selected Resources*” California State University, Northridge, Oviatt Library
- International Federation of Library Associations “*IFLA 図書館資料の予防的保存対策の原則*”

(原題:Principles for the care and handling of library material)” 日本図書館協会 2003

- American Library Association “Disaster Response: A Selected Annotated Bibliography (ALA Library Fact Sheet 10)”
- California Preservation Clearinghouse “Library Disaster Plan Template”
- Western New York Library Resources Council “Western New York Disaster Preparedness and Recovery Manual for Libraries and Archives”
- UNESCO “Disaster Planning prevention, preparedness, response, recovery”
- オーストラリア国立図書館 “Collection Disaster Plan”
- 米国議会図書館 “Emergency Preparedness”
- カリフォルニア大学図書館 “Library Disaster Response Plan”

2 本ガイドブックの検討にあたっての体制

(1) 検討委員会

区分	氏名（敬称略）	所属等
委員長	小川 雄二郎	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
委員	井上 玲子	我孫子市教育委員会生涯学習部次長 我孫子市生涯学習センター長 我孫子市民図書館長
	川端 信正	静岡県地震防災センター地震防災アドバイザー 東京大学社会情報研究所協力研究員
	中沢 孝之	図書館問題研究会 委員長 草津町立図書館係長
	西形 國夫	財団法人消防科学総合センター審議役
	根本 芳雄	尚美学園大学客員教授

(2) 調査協力

所在地	名称
東京都	千代田区立千代田図書館
	東京学芸大学附属図書館
	都立中央図書館
	中野区立中央図書館
	練馬区立光が丘図書館
	社団法人日本図書館協会
群馬県	草津町立図書館
新潟県	十日町情報館
	長岡市立中央図書館

(3) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課

(4) 事務局

氏名	所属・役職
木根原 良樹	(株) 三菱総合研究所主席研究員
滝澤 真理	(株) 三菱総合研究所研究員
西郷 貴洋	(株) 三菱総合研究所研究助手
山田 圭介	(株) 三菱総合研究所研究助手

3 付録

次ページ及び次々ページは、携帯電話及び飲食のマナーを啓発するポスターの例です（中沢孝之氏提供）。ご自分の図書館の名前を記入してご使用いただけます。

娘 館内ではお話しできません!!



図書館では、携帯電話は使用できません。

通話はみんなのめいわく。楽しいお話は館外で。

みなさまのご協力をお願いいたします。

若！館内では食べない！



図書館では、飲食はできません。
こぼして、落として、本が汚れてしまいます。
お飲物は所定の場所で。お食事は館外で。
みなさまのご協力をお願いいたします。

4 参考:図書館の自由に関する宣言

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会

1954 採択

1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれてある条件等によつていかなる差別もあつてはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであつて、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

 - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制に落ちることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

図書館におけるリスクマネジメントガイドブック ～トラブルや災害に備えて～

2010年3月 第1版発行

文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話 03-5253-4111

株式会社 三菱総合研究所 科学・安全政策研究本部 社会安全マネジメントグループ

〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目3番6号

電話 03-3277-0746

MRI